

令和6年8月27日

各位

株式会社ナンチク

### 女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の情報公表について

下記の通り、男女の賃金差異を公表いたします。

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	69.7%
正社員	72.1%
パート・有期社員	82.2%

- 対象期間：令和5事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
- 賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。
- 正社員：出向者については、東京ナンチクへの出向者を除く。
- パート・有期社員：アルバイト等短期労働者を含み、派遣社員を除く。
- 差異についての補足説明：
  - <正社員>  
正社員のうち、管理職の女性比率が低く、男女の賃金差異が大きいため、女性管理職の登用を計画的に推進していく。
  - <パート・有期社員>  
体力的に負荷のかかる工場内の作業や、外販業務では、女性よりも男性に相対的に賃金が高い有期社員が多くなり、格差が生じていると考えられる。

公表日：令和6年9月4日